

令和 3 年 度

八代市議会経済企業委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 1 |
| 1. 所管事務調査 | 2 3 |
-

令和 3 年 6 月 1 7 日 (木曜日)

経済企業委員会会議録

令和3年6月17日 木曜日

午前10時01分開議

午後 0時14分閉議（実時間118分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第55号・専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 議案第74号・八代市こいこい広場条例の一部改正について
1. 陳情第2号・八代商工会議所・八代市商工会による合同商談会の企画・実施について
1. 所管事務調査
 - ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
 - ・水道事業に関する諸問題の調査（地方創生推進交付金事業に係る効果検証について）

○本日の会議に出席した者

委員長	村川清則君
副委員長	谷川登君
委員	上村哲三君
委員	鈴木田幸一君
委員	田方芳信君
委員	野崎伸也君
委員	山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

経済文化交流部長	和久田敬史君
経済文化交流部次長	一村勲君
理事兼商工・港湾振興課長	田中孝君
理事兼観光・クルーズ振興課長	南和治君
農林水産部長	福田新士君
農林水産部次長	豊田浩史君
農地整備課長	村井幸治君
建設部	
理事兼災害復旧課長 （農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）	鶴本英一郎君
総務企画部	
坂本支所理事兼 地域振興課長	田中かおり君

○記録担当書記

中川紀子君

（午前10時01分 開会）

○委員長（村川清則君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（村川清則君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳出の第6款・商工費及び第9款・教育費について、経済文化交流部から説明願います。

○**経済文化交流部長（和久田敬史君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の和久田でございます。

経済企業委員会に付託されました、議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、経済文化交流部に關わります部分につきまして、一村次長が説明をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○**経済文化交流部次長（一村 勲君）** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）経済文化交流部の一村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○**委員長（村川清則君）** はい、どうぞ。

○**経済文化交流部次長（一村 勲君）** それでは、議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算書・第3号の3ページをお願ひいたします。

歳出の款6・商工費、項1・商工費で、補正額6605万8000円を増額し、補正後の額を23億5710万6000円としております。

次に、その下でございます。款9・教育費、項7・社会教育費で、補正額3653万4000円を増額し、補正後の額を9億4490万2000円としています。なお、当部関係分は850万4000円の増額でございます。

続きまして、15ページをお願ひいたします。

款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費で、補正額5041万8000円を増額し、補正後の額を16億9118万5000円としております。

説明欄の企業誘致対策事業3989万1000円は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設

や、テレワークを活用した移住・滞在の取組を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、プログラミングスクール及びコワーキングスペースとして使用している施設の改装経費や、サテライトオフィス整備に要する経費を補助するもので、併せてこの施設の活用に係るプロモーションを委託するものでございます。

財源は国の地方創生テレワーク交付金及び地方創生臨時交付金を充てることとしております。

参考までに、国の資料を抜粋したものをお配りしております。

続きまして、坂本復興応援事業（豪雨災害）138万5000円は、令和2年7月豪雨で被災した事業者9店舗が入居されますさかもと復興商店街のオープンに伴いまして、7月3日土曜日に実施のオープニングセレモニーに係る委託料及びにぎわいを創出するため、令和4年3月末までのイベント実施に要する経費を補助するものでございます。財源としまして、全額豪雨災害寄附金を充てることとしております。

なお、復興商店街の入居事業者様及び配置につきましては、資料を配付しておりますので、そちらを御覧ください。お配りしておりますさかもと復興商店街入居図、令和3年6月3日時点というA4の1枚ものでございます。右上の全体図のとおり、A棟・B棟がL字型に配置されており、それぞれの棟には御覧の事業者様が入居されます。

なお、B棟のB-1及びB-7は、現在も公募中でございます。オープン後は坂本町の復興のシンボルとして、にぎわいを創出してまいります。

次に、八代港ポートセールス事業893万2000円は、新型コロナウイルス感染症の影響で、世界的に国際海上コンテナ輸送の需給が逼

迫していることから、八代港におけるコンテナ取扱量の維持、増加及び貿易活動の拡大に寄与することを目的に、本市をはじめとする県内の加工品、農水産品の輸出促進とPR活動の一環として、八代港の国際コンテナ定期航路におけるラッピングコンテナの貸与を実施するに当たり、そのコンテナを購入する経費でございます。

コンテナにつきましては、20フィートと40フィートのリーファーコンテナを各1台購入いたします。財源は、全額ふるさと八代元気づくり応援基金からの繰入金でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業（ハーモニーホール）21万円は、桜十字ホールやつしろにおける感染症防止対策で、サーマルカメラ1台を購入するものでございます。なお、財源は国の地方創生臨時交付金を充てることとしております。

続きまして、その下の目3・観光費で、補正額1564万円を増額し、補正後の額を3億2510万3000円としております。

説明欄の広域交流センターさかもと館（道の駅）管理運営事業（豪雨災害）40万円は、「道の駅坂本 さかもと館」の再開に伴い、7月3日土曜日に坂本復興商店街と同時に実施するオープニングセレモニーに要する経費でございます。財源については、全額豪雨災害寄附金でございます。

次に、荒瀬ダム撤去対策事業1440万円は、令和2年7月豪雨の影響により延期になっておりました荒瀬ダムボートハウス跡地の整備について、国及び県との協議が終了したことから、駐車場の整備に要する経費を補正するものでございます。

荒瀬ダムボートハウスについては、令和2年度において、建物撤去後に川遊びの方優先の駐車場として整備し、道の駅さかもと周辺とともに、かわまちづくり計画の川遊びの拠点とする

計画でございました。令和2年7月豪雨災害により建物が被災し、撤去に係る工事の着手が遅れ、本年4月に撤去を完了したところでございます。

かわまちづくり計画については、今後も継続して取り組んでいくため、建物の撤去後のボートハウス跡地について、計画どおり川遊びの拠点の一つとして、駐車場として整備するものでございます。今後、国において堤防から水際への安全なアクセスのため、坂路・通路の整備が行われる予定となっております。特定財源としまして、熊本県企業局の荒瀬ダム撤去対策事業負担金720万円と市債720万円を充てることとしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業（東陽交流センター）（さかもと館）（日奈久温泉施設「ばんぺい湯」）及び（よかところ産館）にそれぞれ21万円を計上しております。これは各観光施設における感染症防止対策として、サーマルカメラを各1台設置するものでございます。なお、財源は国の地方創生臨時交付金を充てることとしております。

次に、17ページをお願いいたします。

款9・教育費、項7・社会教育費、目3・文化施設費で、補正額49万円を増額し、補正後の額を1億1185万7000円としております。

説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業（文化センター）は、鏡文化センターの感染防止対策として、サーマルカメラ2台とCO₂測定器7台を購入するものでございます。なお、財源は国の地方創生臨時交付金を充てることとしております。

続きまして、目6・文化財保護費で、補正額801万4000円を増額し、補正後の額を2億6838万1000円としております。

説明欄の指定文化財保存管理事業250万円は、徳淵町町内会の八代妙見祭「笠鉾 松」の

衣装の整備費用の一部を補助するものでございます。財源としまして、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を充てることとしております。

続きまして、文化財保護啓発事業340万1000円は、八代市日本遺産活用協議会が行いますガイドブック、パンフレット作成などの事業に係る市負担分でございます。財源としまして、八代市日本遺産活用推進基金からの繰入金金を充てることとしております。

次に、地域コミュニティ施設等再建支援事業（豪雨災害）211万3000円は、被災した地域コミュニティ施設等の再建に要する経費の一部を補助するものでございます。

坂本町合志野地区の天祠宮の整地や曳家作業及び中津道地区の中津道阿蘇神社の瑞垣位置戻しや高欄修繕等に補助するものでございます。財源としまして、県の令和2年7月豪雨被災者等支援交付金を充てることとしております。

説明については、以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（村川清則君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません。今御説明いただいた中で……。ちょっと待ってくださいね。企業誘致対策事業ということでありましたけれども、昨日の一般質問でもちょっとお話ししたんですけれども、その事業者さんが一本釣りだったという話があって、ほかにはなかったんですかねっていう話だったんですけど、そこら辺のちょっと回答をいただきたいなというのがあります。あともう1点あったんですけど、そちらについてもちょっと御回答いただければと思いますんで。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）商工・港湾振興課の田中で

ございます。よろしくお願いいたします。

委員がお尋ねされてるSUNABACO以外の事業者さんの件ということで、まず一つ、そちらでございますが、今現在、八代市では、SUNABACO以外に、MARUKUさんと新八代駅前のコワーキングスペースを運営しているところがあるということでをたしか昨日おっしゃったと思っております。そこに声をかけなかったのかという点でございますが、まず、MARUKUのほうにつきましては、現在コワーキングスペースの運営を行っていらっしゃいません。そこでお声がけしてないということでございます。それと新八代駅前の施設の形態につきましては、オフィスを賃貸されてるところになりますので、いわゆるシェアオフィスが主な目的の施設であるということで、私どもが認識しておりますので、お声がけしてないというところでございます。

また、本市では現在、情報通信関連企業の集積が進んでいる本町商店街にさらなる集積を図るということで、中心市街地に若者を呼び込み活性化にも寄与できると考えて、このようにしたところでございます。

さらにもう一点、昨日、宿泊施設の整備ということで申しましたので、それは民業圧迫にならないかという点でございますが、今回の事業で整備いたします宿泊施設の主な対象者につきましては、このコワーキングスペースを運営されますSUNABACO八代で開校しておりますプログラミングスクールの受講者または今後整備予定のサテライトオフィスの入居企業の関係者などを想定しておりまして、人数としても同時に宿泊できるのが最大で5名程度と考えております。もともとSUNABACO八代がなければ、八代に来ることがなかった方々だと考えておりますので、結果的に民業圧迫につながるとは考えていないところでございます。

また、この事業でございますね、テストケースとし

て、このように私どもの施設の有効活用とか民間施設の有効活用のケースになって、そのようなことに今後つなげていければというふうにも考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい、分かりました。

○委員（山本幸廣君） 今、田中課長のほうから説明があったように、今後のことですね。昨日一般質問であのような質問をされて、答弁の中でも、私、あの答弁でよかったと思いますが、今後の問題として、関連事業というのがですね、今のところは少ないけれども、じゃあSUNABACOだけでいいのかと。受講生が何人来るか分からないという状況の中です。よ、毎年、受講生の定員満員となって、それが活力沸いてというような形をですね、毎年毎年、あれは年に何回かするよな、受講生。と思うんですよね。

そういう中で、じゃあSUNABACOばかりで、この事業者ばかりでいいのかってなるときに、これはもう少し考える必要があると思うんですよね。そういうのをつくり上げていく、まずは。行政としては、そのように言われないようにしてつくり上げていくというのが今後の課題としてですね。

私はこれはぜひともやってほしいと思うんですよ。そんなにいいSUNABACOの体制の中です。よ、私はSUNABACOばかりじゃなくしてから、または、別なですね、一からでもスタートしていけるような、そういう事業者を生んでいくということが、やはり一つの波紋から大きな波紋に伝わっていくというふうに考えるんですが。

田中課長がいるんですけれども、私なりに答えは自分で考えたいと思うんですけれども、よろしければ田中課長、今の質問に。和久田部長でも結構だけどな。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

今後の展開ということだと思います。そのことにつきましては、まず、昨年度、プログラミングスクールの実績といたしましては、77名の修了生を輩出しているということになっております。受講生も60代から10代という年齢層になっておりますが、そのような形で、現在プログラミングスクールを進めておりますが、先ほど申しましたように、今回、サテライトオフィス等をする中で、テストケースとして考えてるということを申しましたが、今後、民間の方で、こういうことをやれると、またはやっていけるというようなことができれば、そういう方々も、私どもとしては誘致しながら、新たな展開も含めてですね、考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） その中で問題になってくるのがということで、今後についてはそのような方向性でしていただければと思います。

ただ、問題になってくるのは、先日の野崎議員の質問の中でもですね、やはりの民泊的な宿泊施設等々ですね、内輪の人が受講して、その後、宿泊をする。そこら辺りの中でですね、やはり、いつまでも延長線の中でですね、宿泊所も延長線で持ていったならば、必ずそこにお酒は持ち込むは、わいわいやるわという可能性が十分あるんですよね。受講生というのは1か月か何か月かおると思うんですけれども。

そういう中でその辺りの規則というのはですね、しっかりやっぱり行政としても、これだけはほとんど100%の補助金を活用していくわけですから、やっぱり市民の方に悪い影響を与えないような対策、規則というのもやっぱしきちっとしてやったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますがね。

○委員長（村川清則君） 意見とか要望としていいですか。

○委員（山本幸廣君） いやいや、課長に答弁を。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

にぎわいの創出につながるようなですね、皆さんにSUNABACO自身の運営の仕方とか、あとは今現在やっていらっしゃる事業内容とか、そういうことも広く周知をしていただきながら、皆さんと共存しながら、御理解いただけるような形でですね、いろんなことを丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） これは100%の補助ですので、活用すればいろんな活用法があると思うんですね。1事業所じゃなくしてからですね。それをやっぱり率先して推進を図ってほしいなということで、意見ですけどね、していただければなと思います。

○委員長（村川清則君） 意見として。

○委員（山本幸廣君） 意見としてです。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません、今の件で2つあります。

1点目は、この事業がまだ継続されていく。今の答弁の中でもあったんですけど、そういったほかにも事業者が出てきたら、一緒になってまたやっていきたいみたいな話があったかと思うんですけども、今回は特別な国の補助金があったけんが高補助率でできたっていう話なんですけれども、次に来た人たちにはそれがない可能性があるじゃないですか。八代市の方向性としては、それに対して、一般財源とかそういうものでも、この100%をやるのかということを知りたい。

もう1つ、先ほど答弁の中でMARUKUさんの話がありましたが、これやってないという話だったんですね。MARUKUさんは2年前に来らしたっですよ。そのときに立地協定とい

うことで当時の県の副知事、そして八代市長とMARUKUさんの社長3人で、大々的に記者会見をされたんですよ。そのときに、コワーキングスペースをやりますと言われたんですよ、2年前に。それをしてないというのはどういうことですかね。約束が守られてないっていうことですかね。そのとき企業立地の関係で、補助金出しているんじゃないですか、たしか。それはどういうことですかね。そういうようにちゃんと補助金を出してるのにやられてないというのはどういうことなんですか。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

まず、1点目、今後の展開の部分になりますが、先ほどちょっと申しましたが、今回テストケースとして整備を、国の補助を使い、今後のランニングコスト、運営については、全てSUNABACOさん、民間事業者のほうでやるというテストケースになっております。

これは現在、国のほうでも経済産業省のほうですね、民業の転換とか、そういうことで予算が、民間事業者自らやる場合はそういうメニューも今準備されておるのもございます。そういうことも御紹介しながらですね、市のほうでいろんな準備をして、一般財源を持ち出しているのは今現在考えておりませんで、そういうことを御紹介しながら、民間の事業者さんのほうが採算とれると御判断ができれば、そういう御案内も含めてしていきたいというふうに考えております。それがまず1点目でございます。

それと、2点目のMARUKUさんの件でございますが、その当時、今現在ですが、あの空き店舗の中に、衆という建物がございまして、こちらのほうに入ってきていただきました。MARUKUさんの大きな役割としては、関連する事業者さんの誘致をやりますということ、それとその当時、その建物の今現在事務所は2階でございまして、1階が空いていたので、そちらのほうをコワーキングスペースとしてです

ね、やりたいというようなお話がございました。ところがすぐ、今度は今1階に入っておりますが、お金の家庭教師さんということで、誘致企業が新たに関連して出てまいりましたので、今度は誘致のほうとウェブ製作の業務を推進するということですね、やってらっしゃるというのが現状でございます。

今現在、SUNABACO八代で使っております旧ジーンズ三信の建物につきましては、私どもも、あそこの運営をMARUKUさんですと、やっていければということでいろんな話をしましたが、進め方として、今現在スピード感を考えた場合、SUNABACOさんが自らお見えになって、自分で改修されて実施されたというようなケースも含めて、今現在に至っているところでございます。

ですので、当時、MARUKUのほうには、通信関連の補助は出しておりますが、コワーキングをするために出したということではなくて、こっちに進出してこられて、事務所を開設されて、それに必要な補助ということで通信関連の補助を出したところでございます。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 角度を変えてからですね、企業誘致のことについてですよ、小さいのから大きいのあるわけですけども、私たちは企業誘致と言えれば必ず何かですね、税の問題、固定資産税関係とか電気関係とかの軽減をしましょうという中で、たくさんそういうのがあったですよ、企業誘致の……。

基本的に何を、はっきり言ってから、サービスでやるのかっていう。八代市としてですね。その基本は持っとかないかんと思うですよ。固定資産税、そしてから借地の中で、1年間ぐらいは借地料もらわないとか、固定資産税の減

免をする。そして電気代の減免をする。基本としてそういうのをしとればですね、それプラス、対象になる補助事業を活用していく、そういうのを基本にしていけばですね、やっぱり企業誘致というのは、よそからも大変来るんじゃないかなあという。私たちなんかは、私が考えとったんですが、土地代くらいただでやられて。土地代くらいですね。そうすると企業はどんどんどんどん来るということなんですよ。

そして、一つ例えば飲食業の話ですけども、飲食業は閉店なってから、そこの経営者が替わったときに、新しく新規、こういうのは企業誘致といっちょん変わらんとですよ。よそから来る人もおるわけですけども。それには何もないという、不公平さをずっと感じることもたまたまあるわけですけども、そこ辺りのやっぱ整理というのはきちっとしておかなきゃいけないというのは、私のこれは考えですけども、ぜひともな。それはやっておられると思うとたい。けれども基本は減免。それ以上の減免するなら土地代でもただでもやれるんですよ。100坪って、100坪が幾らと思うか。それだけのやっぱり所得税に反映してくるわけだけんでから、そういうのを大々的にやるような八代市とやっぱしアピールするようなことじゃなければ。

今回のSUNABACOについてはですね、補助対象というのは、これはトマト関係のハウスについても9割補助で大変もめましたね。知つつ奴は知つつ奴、知らん奴は知らん奴。大変もめて、農家の方々が物すごく利害関係を物すごく悪くされてですね。そういうことにならないよとということで、今回のこういう問題が出てくるもんだけん。100%の補助金というですね。それに該当したということですけども、これからひとつ活用して、どんどんどんどん実効性を（聴取不能）していただければですね、そ

れに越したことはないわけですけども、基本的にはやっぱそういうものをやっぱ柱にしてから企業誘致対策として進めてほしいなと思います。ここは部長の一言でも結構です。

○経済文化交流部長（和久田敬史君） 今の山本委員のお尋ねでございますけれども、基本的には企業誘致に関係いたしましては、企業さんが投資をされた額に対して、見返りといいますか、例えば、人を1人雇用したら幾らとか、あるいは設備投資を幾らしたらそれに対しては補助をすると、基本的な考え方はそういう考え方になっております。

それと併せまして、進出される場合、例えば、土地を購入されたときには、その固定資産税を2年間無償にいたしますとか、賃貸で入られるときには、その賃料を何年間か無料にいたしますとか、そういった基本的な方針がございますので、お金を投資された、あるいは人を雇用されたときに行政としては支援をするというような形を基本的な考え方としては持っているというところでございます。

今後でもですね、それが、さらに企業さんが進出したくなるような形に行政としてはしっかりやっていきたいと、取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 部長、ありがとうございます。

その姿勢で、今の考え方をもう少しジャンプしてですね。無償提供というのもどこか自治体でやるところがあるんですよ、大きな企業が来たら無償でもというのは、農振地域に大きな企業が来たときには。

コストコの問題をよく見てください。なんで八代にコストコが来なかったのか。これは物すごくですね、これはもう本当に八代市してはですね、このような財産をよそにおとられたというか。サントリーも一緒だったんですけど、

後は間尺せんでとうとう形になったわけですけども、やっぱそういうときには減免というのは土地代は無償にすると。これは首長のトップダウンでいいわけですから。と私は思います。今の答弁で理解いたしましたので。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（野崎伸也君） 今の企業誘致対策事業の件ですけども、高補助率でこの事業をやったというのは、実績としてずっと残るんですよ。次回来る方というのが、そういうのを見たときに、じゃあという、何か不平不満という話になると、来られないっちゃうかですね、そういう残念なことにもつながりかねないというふうに思うんです。だけん、先ほども言ったように、来てほしいじゃないですか、いっぱい。今一生懸命されてるのは分かるんです。だけんが、自分たちと市の方向性はこういうものを、経済文化交流部ではですね、持ってる、いいのを持ってるんですから、次来られた方に対して、あるいはですよ、それを検討されている方に対しては、八代市は一般財源でもやりますよと、来られたときには歓迎してやるんですよ、だけん来てくださいと、そういうアピールがですね、逆の発想で言えばそういうのもできるかなと思うんです。どんどん来てくださいと。じゃないと、全国的にこういうことを、企業誘致のころからですね、そういうことをやっているところもたくさんあるじゃないですか、やっぱ。それに負けないようにやるためには、そういうアピールというのは大事だと思うんですよ。今回の件を、悪いことじゃなくて、いい方向として捉えてですね、ぜひ予算獲得してそういうことをやってみてほしいなというふうに思

います。よろしくお願いいたします。

○委員（山本幸廣君） 予算書15ページの右側の下段のほうですが、新型コロナウイルス感染症対策事業の中で4つの、東陽交流センターからさかもと館から日奈久温泉施設ばんぺい湯、よかところ物産、これってずっとまん延防止重点措置から休業をしておりますよね。休業しておる中でですね、いろんなやっぱり市民の方々の苦情なり、県外からも来られた方々がおられますということで、休館したのでその周辺の旅館、そしてまた温泉施設ですね。

特に日奈久温泉旅館幸ヶ丘さんところに、私もちょうど休みだったもんですけん、行ったところが、県外から物すご来られてですね、はっきり言ってあくしゃうったと、コロナがうつってもらいと困るけんだからということで、うちも休館しようかな、休業しようかなということを言われたんですが、潮青閣に行きますと、それこそ芋洗うごつ行列。それで6人ぐらいに絞って、浴槽の中は6人ぐらいでということでですね、もう行列ですよ。東湯に行きますと開かっとなりますよ。これはまた100メートルばかり行列。こういう状況ではですね、なかなか厳しいなという中で、開館していただいて、今本当ににぎわいをしとるわけですけども。坂本も一緒ですよ。待ちに待った開館だったので、温泉施設もですね。

八代は、観光、観光の中でと言って、こういう温泉も一緒ですけども。じゃあ魅力のある観光地というのはどうあるべきかということですね、再認識してほしいなというのと、経営者の感覚と、それからそこに新店をする地元の業者の方々ですよ。その方々の意見も言うて、この前も和久田部長にお願いをした経緯がありますけども、本当に喜んでおられました。1回開けていただいているということでですね。

さすがやっぱり八代市役所の担当がすばやかたなということ言われたんですが、要はそ

こでですね、今回については21万という、この根拠も、——私もこの21万の数字を見てですね、積算なんかはどういう積算されたかすぐ分かるわけですけども、まあ、ここのこん施設は大変ですよ、今のところ。経営が苦しかと思うですね。

そういうことに鑑みながら、出店をされとる、ちくわ屋から豆腐屋さんから花屋さんの方々は、ようと飯が食われんごとなったということですので、何かの対策がなかったのかなということなんですね。言ってから、協力金、支援というのはですね、限られた方ばかりでですね。そこら辺については、もう終わりましたのでなかなか難しいと思いますけども、そこら辺りについて、考えをちょっと聞かせてもらえれば、聞かんほうがよかと思ひようばってん、聞かせてください。

○委員長（村川清則君） これはもう質疑は終了しました。

○委員（山本幸廣君） ああそうか、意見か。

○委員長（村川清則君） 意見ですね。

○委員（山本幸廣君） はい、意見な。委員長から意見ということでありますので、意見ならば、そのようなことも考えていただきたいというふうに思います。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で第6款・商工費及び第9款・教育費についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前10時37分 小会）

（午前10時38分 本会）

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

次に、歳出の第5款・農林水産業費について、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長（福田新士君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）農林水産部の福田でございます。

議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分で、今回、農林水産業費におきまして、国・県の補助内示に伴います補正予算を計上いたしております。豊田農林水産部次長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○農林水産部次長（豊田浩史君） 農林水産部、豊田です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○農林水産部次長（豊田浩史君） それでは、一般会計補正予算書の15ページをお開きください。

上段の款5・農林水産業費、項1・農業費、目3・農業振興費で、補正額1988万8000円を計上し、補正後の額を8億2965万9000円とするものでございます。

内容につきましては、説明欄に記載してあります、担い手づくり総合支援交付金事業でございます。これは県の担い手づくり総合支援交付金を活用しまして、人・農地プランに位置づけられている中心経営体などが、経営規模の拡大また経営の多角化などに取り組む際に、融資を受けて農業用機械などを導入する際の経費の一部を補助するものでございます。

今回、郡築及び金剛地区の5経営体 implements イチゴのハウス設備やレタスの単棟ハウス、ミニトマトの内張りカーテン設備、トラクター、コンバイン、田植機などの導入に補助するものでございます。

特定財源としまして、全額県支出金を予定し

ております。

次に、目4・園芸振興費では、補正額1964万6000円を計上し、補正後の額を2618万4000円とするものです。内容としましては、まず、攻めの園芸生産対策事業1855万6000円でございます。これは県の攻めの園芸生産対策事業補助金を活用し、品質向上、生産力向上、コスト低減などの生産支援対策に関する機械設備等の導入に要する経費の一部を補助するものでございます。

今回、八代地域農業協同組合園芸部が実施しますトマト、ミニトマトの谷自動換気施設や炭酸ガス発生装置、複合環境制御システムなどの導入とGREEN8が実施しますブロッコリーのプレハブ冷蔵庫や製氷機の導入に対して補助するものでございます。なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

次の園芸産地における事業継続強化対策事業109万円でございますが、これは国の園芸産地における事業継続強化対策事業補助金を活用し、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた非常用電源の導入に要する経費の一部を補助するものでございます。今回は、北部花き生産組合が実施します非常用電源の導入に対して補助するものでございます。なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

次に、目8・農地費で、補正額1100万円を計上し、補正後の額を11億9965万円とするものでございます。これは農業水路等長寿命化・防災減災事業で、県の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金を活用し、新たに防災重点ため池に選定された坂本地区のため池8か所、これに対しまして、ハザードマップの作成に係る経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、全額県支出金を予定しております。

以上で、一般会計補正予算・第3号中、農林

水産部関係分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（村川清則君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（村川清則君） 次に、議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第10款・災害復旧費について、農林水産部から説明願います。

○農林水産部長（福田新士君） 議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分で、今回、災害復旧費におきまして、5月の梅雨前線豪雨で発生しました災害の復旧費として補正予算を計上いたしております。農林水産部の豊田次長が説明しますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○農林水産部次長（豊田浩史君） それでは、議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正

予算・第4号中、当委員会に付託されました農林水産部関係分につきまして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○農林水産部次長（豊田浩史君） それでは、予算書の11ページをお開きください。

上段の款10・災害復旧費、項1・農林水産業施設災害復旧費、目1・農業施設災害復旧費で、補正額710万円を計上しまして、補正後の額を1億3766万4000円とするものでございます。これは、去る本年5月、梅雨前線豪雨で被災いたしました坂本町の田上地区及び百済来地区の農道3件と排水路7件の土砂撤去や修繕に要する経費を補正するものでございます。なお、特定財源としまして、市債430万円を予定しております。

次に、目2・林道施設災害復旧費では、補正額380万円を計上しまして、補正後の額を5億1464万6000円とするものでございます。これは、先ほどの梅雨前線豪雨で被災しました坂本町及び泉町の、今度は林道4路線の流出土砂等の撤去に要する経費を補正するものでございます。

なお、特定財源としまして、市債220万円を予定しております。

以上で、令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、農林水産部関係分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（村川清則君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員（上村哲三君） 1の農業施設災害復旧費ですね、農道大門瀬3号線ほか10か所ということではありますが、大体いつ頃をめぐりにある程度の道路復旧というのは、大概きれいにはなってますよね、仮復旧分の状態で。大体どのぐらいを目途にしていらっしゃいますか。

それともう一つ、林道施設災害復旧費につい

て、坂本山江線ですね、大変大きな崩落があって、私も行って、途中から帰ってきて、この間も行こうと思うたけど、怖くてまた帰ってきました。あのような状態では……。業者さんは登ってらっしゃるみたいですが、道が完全になくなっているんですね、あの辺りは当然大きな災害復旧というようなことで、また、後ほど完全復旧に向けてあるんでしょうが、あの谷のおかげで、大変、球磨川はですね、大きな木材やら岩石がですね、やはり線路の上には落ちておるような状態でございますのでですね、やはり根本的な、人の体で言えば治療してやらないとね、大変だろうなというふうに思います。

それと、せっかく坂本山江線とってですね、山江までつながっている道でございます。でもあそこから上に行けば、すぐ鮎婦なんですよ。そういう関係から見れば、やっぱりある程度の早期の復旧をね、していただかないと。確かに土砂の撤去なんかはある程度進んでいるのは分かっています。私も岩が落ちとればですね、ほとんど車を止めてから、足でのけてからですね、行くんですが、途中でパンクする人も大変多いというふうに聞いておりますので。

夏場になって、ちょっと山を見に行つてこようかという人も少し増えているような気がします。なのでですね、大体どれぐらいをめでにやっていくのか。今度の災害の対応、県に進達してですね、やっていく計画というのほどの流れでなっていくのか、年度内に着工できるのか、その辺りのところも。分かる限りで結構です、現在の。

○委員長（村川清則君） どなたか。（「ちょっと、呼びますので」と呼ぶ者あり）

○農地整備課長（村井幸治君） 農地整備課の村井でございます。

農道に関しましては、現在工事のほうは災害復旧課のほうにお願いしているところでございますけども、県の河川とか、そういうのの絡み

がございますが、できれば今年度中には全部発注したいというふうに考えております。竣工のほうもできれば今年度いっぱいちょうことで、それを目指して発注のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（上村哲三君） 農道関係ですね、工事に入ってもらうのは結構なんです、やはり集落が点在していますんでですね、やっぱり日頃、今車でしか動けないので、みんな。そういう関係で工事中のですね、やはり生活道路の確保という部分もですね、十分考慮してやっていただきたいなというふうに思います。ここ1年見ますと、仮復旧の場合でもですね、通常の日常生活道路はですね、確保していただきながら災害復旧工事が入っております、ほとんど。そういうところの細かい点もですね、配慮していただいているのは大変ありがたいことです。

坂本に災害復旧課は入っておりますんでですね、頑張ってみんながやっておると。元の潮崎部長がその担当課で、あと今紹介のあった田上、百済来方面はですね、私が言いますようなことも聞いてまいりましたんでね、よろしく頼むばいと私も言うてきたんですが、そういう関係で職員の配置もしていただいていることはですね、大変ありがたいなというふうに、おとついても一般質問で伝えたんですが、そういうふうな思いでおりますので。

しかし、意外と業者さんにしては、気がつかない業者さんもたくさんいらっしゃいます。今うちあたりも公費解体がどんどん進んできております。その中でもやっぱり気がつかれない方もいらっしゃいますので。本日組合さんのほうに、——解体組合のほうにもですね、お話をし。私は1か月で3回車がパンクしました、県道を走って。そういうふうな事態で、調べてみたら中のほうにねじくぎが、4ミリ、5ミ

りのやつが刺さっていたというながが続けてあったもんですから。ここ一月ありませんけど、その前の一月はさんざんたるもんです。そういう関係もですね、お願いして。

私も、なるべく2地区ぐらいは歩いて回ります。歩いて回ってですね、くぎがあったら拾うという作業まで、これは自分のこともあるのでやってるんですが、やはりそういう気遣いをですね、ぜひ周知をしていただきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひします。

じゃあ、林道のことについてお願いします。

○委員長（村川清則君） 課名と名前をおっしゃってからお願いします。

○理事兼災害復旧課長（農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）（鶴本英一郎君） 災害復旧課長の鶴本でございます。林道坂本山江線の御質問にお答えしたいと思います。

林道坂本山江線は全線20キロぐらを管理しているんですが、その中で15か所の災害が発生しております。そのうち基本的には起点側からずっと復旧していく予定なんですけど、5号箇所というのが、葉木の行徳川、木本というところに大きく崩れた林道災害箇所がございます。その起点の1号箇所と5号箇所について、現在測量設計のほうを発注して、引き続き工事のほうに取りかかって、順次起点側から復旧を図っていきたくて考えております。

以上でございます。

○委員長（村川清則君） そのめどというか時期とか、はっきり分かりますか。

○理事兼災害復旧課長（農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）（鶴本英一郎君） 今年度がその1号箇所、5号箇所、あとは、御存じのとおり、坂本管内、国道、県道、市道、ずっと復旧が進まないといけないような場所がございますし、同じ路線の中でも15か所あるということ、一度にはちょっとできないということ

で、昨年度の予算、3年度の予算、また4年度、5年度、6年度をめどに、現在、工事の計画を振り分けて計画しているところです。

以上でございます。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（上村哲三君） もう一つ、おまけで。これ林道だけに関わる問題じゃないんだけど、仮復旧ができた道路あたりにですね、ガードレールがついてないところが結構ありますね、ポールを立ててあったりして。話を聞くとガードレールが業者さんの手に入らないと。そういうふうな話も聞いて、遅れているのかなというふうな思いがするんですが、その点の情報はありますか。

○理事兼災害復旧課長（農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）（鶴本英一郎君） ガードレールを含めた建設資材については不足しているという情報は、直接は何っておりません。ただ、現在ほとんどの路線が仮応急で大型土のうとかそういうものでして、仮設の三角コーンですかね、ああいうのを立てた状態で、通行については最低限の安全しか確保されていないような状況です。注意喚起等によって通行していただくよう、お願いしたいと考えております。できるだけ防護柵等の設置については、安全を図れるよう今後対応をしていきたいとは考えております。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） 関連でですね、今のその受注された業者の方々は、即発注してから仕事ができる体制っていうのは、業者としては対応しておられるということで理解してよろしいですか。業者が足らんとか、クラス次第ではなかなかおらんとか、それはどぎゃんすればよかつたろうかということで工期が遅れるとかね、着工が遅れるとか、工期内にできるのかということで。私も再三、家内が坂本ですので、この線を通っていきます。なかなか通りやならん。

やっぱり岩が崩れてしもうて。災害復旧ですけど、災害前の道路に復旧するのか、それとも、その崩落が多いところについては、掘削したり、吹付をしたりするのคะですね。そういう中で業者（聴取不能）、業者等々の選定等についてもですよ、契約かもしれませんけども、農業道路もですね、やっぱり発注する側ですから、測量しながらですよ、そういうこともされておられると思いますけども、そこら辺りの業者については、どうですか。

○理事兼災害復旧課長（農林水産部付（災害復旧担当課長）兼務）（鶴本英一郎君） 確かに、林道、農道に限らず、国道や県道あるいは市道また河川、非常にたくさんの被害が出ておりました、業者さんのほうもかなり確保に苦労しているところでございます。

一般社団法人八代市建設業協会と八代地区土木災害協力会という組織がございまして、そちらのほうと熊本県の土木部や、林務部、あと農政と市の災害復旧課と土木課、そちらを交えて、月1回程度、連絡調整と言いますか、情報交換の場を設けて、スムーズに工事発注ができるように情報交換を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） 分かりました。

そこで業者のランクづけがあるわけでしょう。ランクづけの中で、上からずっといって、一般道路関係もあるし、災害復旧もですけど、この辺から上のほうはよく仕事がありますけども、中間になったら仕事がないという状況の声も聞こえてきておるわけですよ。そこらあたりは協会等については、月に1回か協議されているということでもありますので、要はそこら辺り中間のところを調査しながらですよ、建設業界と話し合いをしながらですね、やっぱりこの業者はランクを下げるとか、今回は災害時ですから、普通のときと違うわけですからです

ね、そこ辺りのやっぱりしっかりした調査しながら対応していくというのも今後考えていかなければ。多かこと少なかこと、それでランクがBでもAでもですよ、ランクのないところでのランクで予算づけをしていくというようなやり方ならば早く工期が終わるとじゃなかろうかと。必ずこれは繰越し繰越しになっていくと思うんですよ。繰越しにならないためにもそういう工夫をしたらどうかなというふうに思いますので。これは要望ですからね。

○委員長（村川清則君） それじゃ、要望としてお聞きしておきます。

ほかにありませんか。

○委員（谷川 登君） 林道に関する件ですね、ちょっとお願いなんです。先般の7月豪雨でですね、五家荘の板木保口線というようなことで災害に遭いまして、生活道路が通れなくなり、今林道を通して、22キロをですね、皆さん林道を通して、いろんな仕事に通ってるわけです。私も実際、先般上がってまいりましたが、非常に災害が多くてですね、先ほど言いましたように、ガードレールがない、下見れば非常に高く、20メートル、30メートル。そこを渡るのかというような場面がたくさんございました。石を直してですね、私もずっともう、幅員がですね、4メートルあるか……。

○委員長（村川清則君） 谷川委員、気持ちは分かるんですが、予算審議ですんで、7月豪雨のことはちょっと違うんじゃないかと思いが……。

○委員（谷川 登君） 一応そういうことで、林道のほうもですね、ぜひ早めの復旧をお願いしたいと思います。

○委員長（村川清則君） 要望ということで。

○委員（谷川 登君） 要望です。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（上村哲三君） 先ほど質問しました件です、私もそこを通りますから、今坂本、一番工事が多いので、鶴本課長以下ね、頑張ってもらっしゃる姿もちゃんと拝見させてもらって、お世話になっているというふうに思います。また、地元だけ余計に気合も入るとるだろうかというふうに思いますが。解体あたりの工事、業者さんは何か連携があつてですね、今下請、下請という形の人が結構入つてらっしゃいますね。うちの地区にも、神戸から、阪神・淡路大震災を経験した人たちがですね、解体事業で入ってきておられます。

大変いい連携ができてるんだなというふうに思っておりますので、ぜひそのような形で、業者さんたちもですね、連携を持たんとなかなか回っていかない。さっき山本委員が業者は足つとつかいという心配をですね。確かに八代管内はね、復旧作業が遅れたということ、八代が出遅れたというような話も当初はあったんですが、今大分回つてですね、そういう連携もつながっているようです。

それと安全面は今から一番暑くなりますからですね、また、課長のほうからですね、各業者さんには周知をして、この暑い時期をちゃんと仕事をできて乗り切っていただくようなこともですね、業者さんに周知していただければありがたいなというふうに思っております。

以上意見としてお願いします。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） これは意見です。

ドローンの活用は、私は再三、一般質問してきたんですが、農業関係でもドローンが1機かな今。今の現状をですね、この雨季時期と、今上村委員が言われたように、雨季時期、特に山

間・林道関係ですよ、それについてはドローンです、やっぱり調査しながら、そしてそれをドローンの撮影を基にしてですね、やはり工事がどこまで進んでいくのか、どういう問題があるのかというのは。

これはやっぱりですね、今もう民間も持つとるし、うちも持つとるけんですね、たまには職員が現場に行ってドローンで撮影するとか、そういうことをすれば仕事もはかどると思いますよ。そう言うのと安全面が物すごく、横から見た安全面とですよ、上から見た安全面と、安全面しとらんとこがいっぱいあるけんから、だから事故がいっぱいあるんですよ。事故が多いけれどもなかなか言えないというような状況です。あつたときには労災病院に行ったら、ほとんど事故あつてるんですよ、労災病院調べたところ。私、一般質問しなかったんですけども。やっぱりそういうことですね、農業道路は少ないですけども、建設道路が多いんですからね、ドローンの活用をしていただくようお願いをしておきます。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、これより採決いたします。

議案第75号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時04分 小会）

（午前11時07分 本会）

○議案第55号・専決処分の報告及びその承認

について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第55号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

歳出の第6款・商工費について、経済文化交流部から説明願います。

○経済文化交流部長（和久田敬史君） 議案第55号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号中、経済文化交流部に関係する部分につきまして、一村次長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○経済文化交流部次長（一村 勲君） 一村でございます。引き続きよろしく願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○経済文化交流部次長（一村 勲君） それでは、議案第55号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号中、経済企業委員会付託のうち、経済文化交流部関係を説明いたします。

議案書の38ページをお願いいたします。議案第55号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号で、新型コロナウイルス感染の再拡大を防ぐために、感染予防対策を実施している事業者への補助を行う経費について、4月14日に専決処分を行ったものでございます。

議案書の42ページを御覧ください。

歳出の款6・商工費で1億5600万円を増額し、補正後の額を22億9104万8000円としております。

次に、47ページの下段をお願いいたします。款6・商工費、項1・商工費、目2・商工振興費で、補正額1億5600万円を増額し、

補正後の額を16億4076万7000円としております。財源は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び県からの新型コロナウイルス感染症対応総合交付金を2分の1ずつ充てることとしております。

説明欄の新型コロナウイルス感染症対策事業（情報発信支援）の300万円は、新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組んでいる店舗の周知や加入促進について、安心なまちやつしろプロジェクトの取組と連携して実施する経費について八代商工会議所に委託するもので、委託内容は、チラシ配布や動画配信、市内事業所等へのアドバイザー派遣、感染予防対策等のアドバイスや補助金制度の説明、ホームページでの改修による感染防止対策を実施した店舗の優先的な紹介、取組店舗が認識できるのぼり旗等の作成などでございます。

次に、予防対策継続支援1億5300万円につきましては、本日、一枚物の資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。八代市新型コロナウイルス感染症予防対策支援補助金（継続）という表題のA4両面印刷の一枚物でございます。

新型コロナウイルスの感染を抑え込みつつ、事業活動を継続・再開させていくために、感染症対策を徹底していくことが極めて重要となっております。

そのため、八代市内に施設等を有し、対面での接客等を伴うあらゆる事業者が行う予防対策に要した費用を支援することで、感染再拡大の防止と地域経済の浮揚を図るものでございます。

補助金額につきましては、施設等への補助の枠を御覧ください。八代市内に施設を有し、感染予防対策を行った施設等1件につき、対策費用の4分の3相当額の補助を行い、上限額は10万円としております。

また、右のタクシー等への補助を御覧ください。

い。八代市内に事業所があり、タクシー等に対策を実施した費用の4分の3相当額の補助を行い、1台につき3万円を上限とし、1事業者最大100万円までとしております。

次に、対象経費につきましては、その下の枠内を御覧ください。CO₂測定器、アクリル板等の購入・設置に係る費用のほか、換気機能等付エアコンの設置、換気扇及び網戸の改修工事費も対象としております。なお、これは令和3年3月16日以降に購入した費用が対象でございます。

次に、申請方法につきましては、混雑やクラスター感染を避けるため、特定記録郵便での申請とし、期間は令和3年4月15日から7月31日までとしております。

裏面を御覧ください。申請に必要な書類等は記載のとおりで、詳細は割愛させていただきます。また、対象施設等は、下段の日本標準産業分類における御覧の業種で、事業に供する施設等及びタクシー等となっております。

以上が資料の説明でございます。

なお、予算計上の積算根拠でございますが、前回の予防対策支援補助金の申請件数1493件を踏まえ、1500件の申請を想定しております。

このことから、施設等の対策費用1500件掛ける10万円の1億5000万円、これにタクシー等の対策費用を300万円と想定し、合わせまして1億5300万円としております。

説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（村川清則君） それでは、以上の部分について質疑を行います。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（上村哲三君） 私も今回のこの制度です。ね、本当に、まちには全然行けないんですが、このコロナ禍の中ですね。行きたいと思っに行けない中で苦勞してらっしゃることがですね、周りの声からいっぱい入ってきてます。

こういう県のほうが5月の臨時の補正で確定されて、すぐこういうふうに出てきたということですね、併せて市のほうでの補助金もあるということで、これは併用して使えるわけですよ、県のやつをですね。だから、この認証制度の基準に沿った形であれば併用ができるということですね、このことをしっかり希望される業者さんにですね、まず周知をお願いしたい。いろんな形で商工会あたりからもやってると思いますけどですね、もう一度ですね、周知をして、漏れがないようにしていただきたいという要望が1つあります。

それともう1つですね、県の時短要請協力金の電子サポート窓口が県内7会場を設置され、八代会場はセレクトロイヤル八代で、6月の16日から19日までの4日間、1事業者さん1時間1こまの完全予約制ということになる。恐らくね、みんなやれば、そんな形では終わらないというような、時間が足りないというような気がします。

電子申請の難しい人も、——できる人はね、その分は減っていくからいいのかなと思うんだけど、やはりできない人も結構ありますので、業者さんの中にはですね。そのことを配慮してですね、執行部のほうからも、県のほうへですね、ぜひ、もうちょっとどうにかできないかという要望をですね。何かいい方法を……。恐らくよその自治体でも同じこと言うんじゃないかなというふうに思いますよ。八代市は県下第二の都市だから、特にですね、そういう関係のお客さんの数が多いというふうに思いますので、そこんところをですね、配慮いただいて、県のほうへもう一度、時間あたり、申請の期間の猶

予とか、いろんな形がまた出てくるかもしれません。要望したらですね。そこんところをもう一回しっかり執行部のほうにはお願いしたい。

2つですね。申請される業者さんのほうへの、二重の補助、——併用が受けられるということと、それから、県のほうへの申請の形はもう少し、しっかりみんな漏れがないような配慮を県のほうに検討していただけないかという、この2つをですね、お願いしておきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

議案第55号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第74号・八代市こいこい広場条例の一部改正について

○委員長（村川清則君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第74号・八代市こいこい広場条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

商工・港湾振興課の田中でございます。着座にて御説明させていただきます。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

それでは、議案第74号・八代市こいこい広場条例の一部改正について、説明をいたします。

議案書の87ページをお願いいたします。

議案第74号・八代市こいこい広場条例の一部改正についてでございますが、提案理由といたしまして、八代市こいこい広場の管理を指定管理者に行わせるため、規定を設けるに当たり、必要な条例改正を行うものでございます。

次ページのほうをお願いいたします。

まず、第13条で、これまで商工・港湾振興課で管理するとしていたものを指定管理者による管理ができるよう、「市長」とあるものを「指定管理者」と読み替えるなど、必要な変更を規定しております。

次に、第14条に、指定管理者の業務として、広場の利用の許可に関する業務、広場の維持及び修繕に関する業務などを規定しております。

最後に第15条に、利用料金については、指定管理者の収入として収受させることができるよう規定をしております。

以上、こいこい広場を指定管理者による管理に変更し、八代市がらっぱ広場と一体的に活用しやすくすることで、さらなる中心市街地への人の流れをつくり、にぎわいにつなげられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（村川清則君） それで、以上の部分について質疑を行います。何かございませんか。

○委員（野崎伸也君） 何でこの改正をやるんですかというのが1点。お話が今あったんですけども、市直営から指定管理者にさせたい理由ていうのを。先ほど一体的に管理してやりたいたというのがあったんですけども、もう少し詳しく聞きたいというふうに思います。

もう1点。利用料金は別表で定める額を上限としてありますけれども、別表が見えないので、よければそれを欲しいなというふうに思

います。何でかという、料金は指定管理者の収入にできるようにするというふうになってますんで、そこら辺のところはちゃんと確認をしたいなというふうに思います。

あと、市長の承諾を得て定めた基準により利用料金の減免または還付することができるというのがあるんですけども、どういったときに市長が承諾をするのかというところを知りたい。

以上です。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

ではまず、第1点目でございます。

先ほどもちょっと申しましたが、今現在まちなか活性化協議会というところで、それぞれ1丁目、2丁目、3丁目、通町と連携してですね、様々な集客イベントを行っていただいております。その中で、今後、市庁舎も建設のほうで完了し、私たちもそちらに動くというようなことを含めると、こいこい広場をですね、中心市街地の入口の動線の一つとして活用できるがらば広場との一体的な利用で、より指定管理者の範囲において使いやすくすることで、にぎわいにつながるのではないかと考えておるところでございます。それがまず1点目でございます。

2点目、申し訳ありませんでした。利用料金のお話でございますが、口頭でちょっと御説明させていただきますと、まず、こいこい広場1時間当たり、全面使用しますと600円というふうにしております。それを1日ずっと借りると5000円頭打ちということで今考えております。キッチンカーを入れるスペースつくっておりますが、キッチンカーにつきましては、車、大体1平米を3円と計算しております、2メートルの3メートルといいますと6平米ぐらいですので、1時間に18円でですね、1日置いても300円を上限というような形で利用しやすくしたところでございます。

もう1点、市長が特に認める場合の減免ということでございますが。場所が場所ですので、例えば、1企業さんの物販とかですね、そういうことに例えば使用される場合は減免の対象とはいたしません。書きぶりとはしましては、中心市街地の活性化に資するイベント活用をする場合ということで捉えるようにしておりますので、やり方とはしましては、中心市街地の皆さんがイベントをするとき、または、そういうことで動線として活用するときには減免ということで、使いやすくしていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい、ありがとうございます。

○委員（山本幸廣君） 田中課長に言うとは残酷な問題だと思うけどもな、こいこい広場ば指定管理するっていう、その気持ちが初動の中で、勘違いしとりやせんかと思うとたい。これだけは私は言いたい。あそこをずっと工事中から見とったんだけど、あそこがようになったという人は10人のうち3人ぐらいだろう。かえっちゃ悪くなった。なぜかという、やっぱし道路縁が高いと、歩道のところの。街灯も何か細うかとの、幽霊ごたつのが何本か立っつぐぐらいで、暗かとか。そして街路樹が竹ば生やしとつとか。ボンネ靴店のところは竹だもん、2か所。そういうところと、はっきり言ってから、障害者等々についてもですね、相変わらず、何かつっこけやせんだろうかと、あの上で。私はつっこけたことがありますから。だからああいうのをですね、どこにしたらいいのかという、その設計のときに何で考えんやっつろかなというのと。

それとあのタイルについては、はっきり言ってからペンキで塗つともんな、上に。あれはいつかまた剥げてくる。というような状況でです

ね、見る目というのが、何かですね、熊本市のシャワー通りみたいな、あんなな。やっぱ見てから本当に指定管理者に任せられるような…、ああいう状況ならですね、指定管理者に任せんでよか。直でしたほうがよか。そうしたらこぎゃん市長の問題、減免とか、何も出てこんとですよ。何も出てこんし、利用料金の心配もせんでよか。

あれはですね、今見たときに、田中課長には本当言いたくなかばってんが、課長は知らんうちにこれはできとっとじゃなかとかな、指定管理て。そんなにやっぱしな、何かな、腑に落ちないというか、どんどんどん指定管理して、指定管理した業者というのは、困る人もおるし、もうかる人もおるし、サービスの悪い人もおるし、サービスがいい業者もおるしな、指定管理、指定管理って、こら一番ですね、あんまりよくないんですよ、指定管理、指定管理って。ある程度、直でして、市民の生の声をやっぱ聞くようなですね、公園のやっぱし管理とか、広場の管理とか、施設の管理とかしていかなければですね、何もかも……。

指定管理ブームがあったんですが、今指定管理ブームじゃないんですよ。もう直営でせな。生の声、市民の。市民はすぐ分かってですよ。市役所の窓口で電話すれば、指定管理の名前も知らっさん人ばかりだいけん。どこに会社だろか、どこに電話すればよかつたろうかということなんですよ。

そういうことで、この広場については私は反対したい気持ちでいっぱいばってんが、田中課長が本当いつも説明が上手だいけん、感心してですね、賛成はしますが、今後このようなことにですね、ならないようにですね、やっぱり上司にもやっぱり苦言を言う。田中課長だけん苦言を言うたかもしれん。けれどもですね、やっぱしこれは言うべきとこは言うて。ここだけのあれだけばですよ、指定管理するというのは…

…。

もともと、はっきり言ってから、あそこはどいう路線と……。私たちの中では、都市計画道路なんですよ、あそこは。都市計画道路ですよ、指定管理するとか八代が初めてと思いますよ、はっきり言ってから。というふうに思います。ということで、今後のことについてはですね、しっかりした中で条例をつくって。

いい条例だと思いますということを言わなければ、田中課長が一苦勞、二苦勞してですね、つくり上げてきたわけですから。まあ、そういう事を二度としないようにしていただきたい。そこら辺りを、一言でも結構ですけども、言わなければ言わないでも。今頭下げとられてますからいいと思います。

私の諫言は意見、要望ですよ。

○委員長（村川清則君） 要望でいいですか。

○委員（山本幸廣君） 要望でよかです。賛成はしますよ。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） すいません。もう1点忘れてました。質問です。よかですか、質問で。

○委員長（村川清則君） 質疑は終了しま…。（「まだ、終わってない」「質疑の時間」と呼ぶ者あり）たまたま山本委員が要望でしたんで。すいません。

○委員（野崎伸也君） 質疑で、すいません、1点忘れてたんですけど、先ほど指定管理者に任せたいという話だったんですけども、これは随意契約でまちなか活性化協議会がやるという話ですかね。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

委員おっしゃるとおり、今現在、がらっぱ広場のほうも指定管理出しておりますので、それと併せて一体的な利用ということで検討を進めたいと思います。

○委員（野崎伸也君） 今、指定管理者の話で山本委員から意見、要望ということで、すごい世の中というか、市民の話というか、考えをすごい反映された意見だったなというふうに思ったんですけども、指定管理を何でするかという話なんですよね。それは直営でするよりも、最大のメリットはですね、安くってという話なんですよね。あとはサービス向上。民間業者を使ってサービスの向上を図るといのがあつとですよ。今随契でそこにやらせたいっていうのは、そういうものがちゃんとできるという確信のもとなんですか。何で指定管理者をちゃんと公募してやるかっちゃうのが、そこにちゃんと利点がある、——ちゃんとそこでうまくできるからこそ、そういう公募をやったりとかするわけなんですよね。随契でやるっちゃうのは、それは完全にそこが直営でやるよりも安い、あるいは利便性がよくなる、市民の皆さんからの受けもよくなるという話、それがちゃんと担保できてるんですかという質問です。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

ありがとうございます。

まちなか活性化協議会は、御存じのとおり、先ほど申しましたが、中心市街地を中心に、いろんなイベントをやっているらしいです。さらには関連する1丁目、2丁目、3丁目、通町の組合員さんたちと連携したイベントもやっています。事務所も中心市街地の中にお持ちだということと言いますと、利便性、さらには関連するイベントとの連携も含めて、今現在もうまくやっていたらいいというふうに認識しております。

さらに、そこに今度はこいこい広場も併せて使用する際の申し出のしつととか、さらにはあそこも一緒に使えるという視点では、さらにイベント等についても、さらなる広がりだったり、集客だったり、そういうのが見込めるというふうに判断したところでございます。

○委員（野崎伸也君） さっきも言いましたけど、指定管理者にですね、なぜ指定管理させるかというところを、認識されてると思うんですけど、そこにさせたほうが、——。やめましょう。取りあえず随契でやられるということなんです、ほかの業者よりもそこがいいんだということなんです、それは理解したいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（村川清則君） ちょっと委員長から言わせてください。指定管理を論議するあれじゃなくて、この条例の文言を改正する審議ですから、よろしくをお願いします。

○委員（山本幸廣君） 議論っていうか、条例は前向きな議論をしようってだけだから、条例に賛成するか、賛成せんかで私たちはその話しよってだけ。あえて言えば、随契という言葉が出てきとるもんですから。随契という言葉は、よかときと悪かとき使うんですよ。建設環境委員会でも随契がたくさんあつてきとるわけですけど。

この条例の中で私が一番思いますのは、こいこい広場、あそこは広場なのか道路なのか分からない状況なんです。ただ広場でつくっただけの話で、見るならば道路なんです。都市計画道路。少し私はこの管理というのは、特に管理の中でも、あそこは庭が3分の1に減った、植木や樹木はある。そういう中ではやっぱり樹木剪定等々のやっぱり管理もしなくちゃいけないということでしょう。利用料金だけですかね、広場の所だけ。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

実は歩道部分がございまして、歩道からちょっと分かるようにしているんですが、そこから、建物の分ちゅうか、今おっしゃったように、ちょっとベンチがある、あっち側の部分を広場という形で言っております。その部分を指定管理にして、そちらの使用に対する使用料の

収入とか、あとは、当然それだけでは賄えませ
ないので、市のほうから幾ばくかのですね、例え
ば剪定とか、そういうものは今後考えるべきだ
と思いますけども、イメージ的には、ちゃんと
切り離してございます。

○委員（山本幸廣君） 田中課長ですね、私も
何回もここな私は専門のごつ通って行くとな
い。歯医者に行くもんだけん、私は。知つとつ
ごつね。増田歯科に毎日通っていくけんで、毎
日あの道路。公園の両側広かですよ。広場にで
すね、ルビーの指輪じゃないけども、やっぱり
モダンな銅像もある。ようと分たらん、太一
か、くまモンか相撲取りか何かたくさんおつて
から。ああいうのを見てですね。そして何かト
マトのキャラクターごたつとも建つとるし、バ
ランス的にですね、こいこい広場ってコイなつ
と泳いどればですね、こいこい広場かもしれん
ばつてん、コイも何も泳いどらんとだもん。し
かた。もう死んでしもうとうごたつたいな。あ
とは広場という当然イメージつけたいというん
でから、それは分かるんですよ。だけど、やっ
ぱその利用料金とかそういうところでの条例。
この条例の中でも、あそこだけ、そのキッチン
カーとか何かで、するような状況ですけども、
それぐらいの広さで、広場で、指定管理せんば
んかっというのが何回も考える。ばつてんが、
意見としてですね、今後このようなことになら
ないようにしていただきたい。このような条例
つくらないで、やっぱ直営でしていただきたい
というのが私の意見ですよ。ということです、
委員長。

○委員長（村川清則君） ほかにありません
か。

○委員（鈴木田幸一君） ちょっと一つ尋ねた
かっですけど、今度市から指定管理のほうに移
るわけですが、今まで市民の方にとって、あそ
この施設というとは、要するに市のほうに尋ね
れば、自分の問題解決でくつたいな。特に指定

管理になった場合は問題解決の窓口が分からん
と思うとだけど、そやん場合の対策として、例
えば、利用料の看板立てるとか、あるいは指定
管理者の名前を明記するとか、そういった方向
性のあれはないんですか。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

今委員がおっしゃる、例えば看板とか、そう
いうことを今具体では考えておりませんが、
先ほどからありますように、きちつと問合
せ先とかですね、周知も含めて何らかの表示も
含めて、それは検討するべきだというふう
に考えております。

○委員長（村川清則君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で質
疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、これより
採決いたします。

議案第74号・八代市こいこい広場条例の一
部改正については、原案のとおり決するに賛成
の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（村川清則君） 挙手全員と認め、本
案は原案のとおり可決されました。

執行部は御退室ください。

小会します。

（午前11時38分 小会）

（午前11時40分 本会）

◎陳情第2号・八代商工会議所・八代市商工会
による合同商談会の企画・実施について

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますの
は、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第2号・八代商工会議所・八代市商工会による合同商談会の企画・実施についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

(書記、朗読)

○委員長(村川清則君) 小会いたします。

(午前11時43分 小会)

(午前11時48分 本会)

○委員長(村川清則君) 本会に戻します。

本件について御意見等はありませんか。

○委員(野崎伸也君) 本件に関してですけれども、執行部からですね、ちょっと内容とか、この出された経緯とかというお話をお聞きしたんですけれども、考えるに、八代市商工会とか八代商工会議所のほうの団体さんの全体の意見の総意ということで提出があればですね、審査をするべきかなというふうには思います。八代市の陳情・請願の審査に当たっては、個人からのやつもですね、やる場合もあるんですけれども、こういった商談会とかという話であれば、やはり私は団体さんのですね、総意のもとで出していただけないかなというふうに思います。内容的にはですね、何となく賛同する部分もあるんですけれども、そういった今の理由からすれば、もう1回これはちょっと出し直していただいたほうがいいのかというふうに思います。審議未了で、きちんとですね、事務局のほうから、この方には御説明をしていただければなというふうに思います。

あと1点なんですけど、すいません、これちょっと意味がですね、非常に理解するのが難しいというか、そういうことがあったんですけれども、ぜひ議会事務局のほうで、もう少しですね、ちゃんとした説明だったり、お手伝いもですね、していただければというふうに思いま

す。

一応、いろいろ申しましたけど、この件に関しては出し直していただきたいというのがありますんで、審議未了でお願いしたいというふうに思います。

○委員長(村川清則君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) なければ、お諮りいたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

陳情第2号・八代商工会議所・八代市商工会による合同商談会の企画・実施については、閉会中継続審査の申し出をしないこと並びに結論を得るに至らなかったこと、すなわち、審議未了とするに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(村川清則君) 挙手全員と認め、本件は審議未了とすることに決しました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村川清則君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会します。

(午前11時51分 小会)

(午前11時55分 本会)

◎所管事務調査

- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査
- ・水道事業に関する諸問題の調査

(地方創生推進交付金事業に係る効果検証について)

○委員長（村川清則君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、水道事業に関する諸問題の調査、以上の2件です。このうち、産業・経済の振興に関する諸問題の調査に関連して、1件執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

それでは、地方創生推進交付金事業に係る効果検証についてをお願いします。

○理事兼観光・クルーズ振興課長（南 和治君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）観光・クルーズ振興課の南です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○理事兼観光・クルーズ振興課長（南 和治君） それでは、地方創生推進交付金事業の効果検証について、資料をお手元に配付させていただいておりますので、こちらで説明させていただきます。

事業は推進事業が3件、拠点整備事業が1件の計4件となっております。説明は事業ごとに担当課より説明いたします。

それでは、まず表紙めくっていただいて、推進事業1、海外クルーズ船寄港を活かした観光物産プロジェクトについて、資料に沿って御説明いたします。

初めに、本事業の背景・目的ですけれども、海外クルーズ船等で訪れる国内外からの観光客をターゲットに、DMOやつしろを核とする観光地づくりを進め、交流人口の拡大と経済効果の発現を目指すもの。あわせて、農産物等の地域特産品プロモーション等を推進し、観光産業及び食関連産業の活性化に取り組むものでございます。

次に、2、事業の概要ですけれども、①から④まででございます。

①DMOやつしろ機能強化事業は、DMOやつしろの人材育成等を実施するほか、観光・物産事業者の支援を行うものでございます。

次の大型クルーズ船等インバウンド事業は、八代城跡周辺や日奈久温泉を中心に、和のまち並み空間整備を行うほか、多言語による情報発信を展開するものでございます。

次の3、八代市・氷川町・芦北町ブランド事業（シトラスブランディング事業）ですけれども、3市町の共通の強みでありますかんきつ類（シトラス）を活用し、地域及び民間企業等と協働で集客やPRに取り組むものでございます。

最後の4、フードバレー流通推進事業ですけれども、海外でのフェア開催や見本市出展及び国内外への販路開拓に取り組む事業者の支援等を行うものでございます。

事業のほうは、平成28年から令和2年度まで取り組んできておりますが、次の4の令和2年度の本事業の地方創生の効果というところになります。

本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、KPIのほうが目標値に達しない部分もありましたけれども、令和2年度もアフターコロナを見越し、事業を見直し、改善した取組を展開したことで、事業開始時よりも取組が前進したと評価し、評価としましては、③の地方創生に効果があったというふうにしております。

次に、事業の総括といたしまして、7、一番最後になりますけれども、事業の総括というところになります。

本事業では、海外クルーズ船寄港に伴うインバウンドの需要を取り込むことで、県南地域の観光や体験及び食と農への評価や関心を高め、さらなる訪日外国人の増加や農林水産物の輸出が増大するといった好循環に取り組むために実施してまいりました。

総括として、大型クルーズ船寄港を契機とした新たな観光客層であったインバウンド需要を大きく取り込むことはできませんでしたが、多言語案内の充実やW i - F i 整備などのインバウンド受入環境整備やプロモーション活動を展開したことにより、外国人観光客数や観光消費額など、事業開始時よりも一定数の効果はあったものと考えております。

また、フードバレー流通推進事業においては、商談会等への出展及び各種プロモーション活動による国内外への販路の開拓、八代港を活用した定期的な特産品の輸出など、食関連産業の発展に一定の効果があったものと考えております。

今後も国内外への販路の開拓・拡大の効果を上げるため、継続した市内事業者への支援、各種事業展開を図っていく必要があると考えております。

今後は、新型コロナウイルスが落ち着いたアフターコロナ時代において大きな変化が訪れるであろうとされている観光業へ、当事業にて造成してきた様々な観光コンテンツの見直しやニーズに合わせた商品開発、特産品の販路開拓、サポートなど、事業を深化させていく必要があると考えております。

以上で、海外クルーズ船寄港を活かした観光物産プロジェクトの説明を終わります。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

商工・港湾振興課、田中でございます。推進事業の2番目について、着座にて御説明させていただきますと思います。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○理事兼商工・港湾振興課長（田中 孝君）

それでは、1番目の事業背景・目的のところでございますが、本市におきましては、15歳前後の流入人口が全国に比べて多い半面、18歳から20歳前後の転出が非常に多いという特徴がございます。本事業は、若者の流出を抑制

することを目的として、学生に市内企業の魅力を知ってもらう機会を創出すること、また、その手法の一つとして、実践的なインターンシップ制度の構築に取り組むもの、また、移住・定住を促進するための側面支援を併せて実施するものとしております。

2番目の事業概要でございますが、平成28年からR2年度の5年間で、以下2点について行ったものでございます。

まず、1点目、企業と若者との交流拠点整備、2点目、インターンシップの取組を通じて活性化する企業活動、若者の集積を産業振興や定住促進へつなげるための側面支援事業でございます。

4点目を御覧ください。

令和2年度の本事業の地方創生への効果といたしましては、地方創生に効果があつたとしております。理由といたしまして、圏域内企業への就職者数が目標の6割程度にとどまるなど3項目中1項目も達成できなかったものの、コロナ禍において一定程度のインターンシップ参加者数を確保するなど、一定の成果が得られたと認識をしております。

最後に、7番目の事業総括でございますが、事業期間中にコロナ禍になるなど、インターンシップを推進する上で困難な状況も生じましたが、いずれの事業においても、オンラインシステムを活用するなど状況に合わせた対策を講じ、影響を最小限にとどめることができたと考えております。

詳細につきましては、1、2、3、4点で記載しておりますが、記載のとおりということで報告とさせていただきますと思います。

以上でございます。

○理事兼観光・クルーズ振興課長（南 和治君） 観光・クルーズ振興課、南です。続きまして、八代市健康交流のまちづくりを目指したヘルスツーリズム構築事業について御説明いた

します。資料は3ページ目になります。

初めに、1、事業の背景・目的ですけれども、市では、日奈久温泉を核とした地域資源の活用と観光コンテンツの開発に取り組んでおります。この取組をさらに発展させるため、一般社団法人DMOやつしろを中心とした自然や食など、本市の特性や強みを生かしたニューツーリズムを構築し、観光産業の発展を図ることとしております。

次に、2、事業の概要についてですけれども、事業期間は令和元年度から今年度までの3か年事業で、①から⑤の事業について取り組むこととしており、その内容は、ヘルスツーリズムの構想づくりから始まり、DMOの人材育成をしつつ、健康プログラムの開発を行います。最終的には、日奈久地域にある観光素材をブランディングし、ヘルスツーリズムを構築し、新たな魅力を創出するとしているところです。

次に、4、事業の地方創生への効果についてですけれども、本事業で先駆的ニューツーリズム分野に事業展開できた点や、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、旅行商品の試行が実施できたことから、一部のK P Iが目標値に達しなかったものの、3の地方創生に効果があったと評価しております。

最後に、7、2年経過時点での総括についてです。

令和元年度、魅力ある素材の洗い出しやターゲットのライフスタイル、消費者価値観変容等の実態調査中心の事業を実施しております。

令和2年度、健康体験プログラムの開発及びヘルスツーリズムとして、商品造成などウィズコロナを踏まえた旅行商品の検討とプログラムの絞り込み、受付体制の整備、モニターツアー、健康食の調査・開発、また、ヘルスツーリズムのサービスを提供できる有識者の育成と関係団体との連絡調整、豊富な地域資源の活用でき得る人材育成を実施しております。

令和3年度は最終段階となり、これまで2年間の成果を踏まえた旅行商品を試行することとしております。新型コロナウイルス感染症の影響により、購買意欲の低下、外出への抵抗感等、旅行に消極的な時期ではあるものの、5年後、10年後を見据え、本市の光り輝く商品となり得る健康プログラム旅行商品、健康（食）の販売、販売システムの構築、地域住民を対象としたシンポジウムの開催等を実施してまいりたいと考えております。

以上で、八代市健康交流のまちづくりを目指したヘルスツーリズム構築事業の説明を終わります。

○坂本支所理事兼地域振興課長（田中かおり君） こんにちは。坂本支所地域振興課の田中でございます。着座で説明させていただきます。

○委員長（村川清則君） はい、どうぞ。

○坂本支所理事兼地域振興課長（田中かおり君） 本事業は、地方創生拠点整備交付金事業となります。拠点整備事業となりますので、1番から3番までと少し違っております。

コミュニティビジネスによるしごと創生・地域活性化プロジェクトについて説明いたします。

まず、事業の背景・目的ですが、広域交流センターさかもと館は、平成7年度に地域の物産振興・交流の拠点としてオープンしたところでございますが、平成30年3月の荒瀬ダム撤去に伴いまして、球磨川の再生による新たな観光資源が生まれつつある機会を捉え、交流人口の拡大、コミュニティビジネスによる地域雇用の創出を目的に、その敷地内に地域住民の活動拠点としての施設を整備するものです。

次に、事業の概要といたしましては、下の、6番の経費内容・事業実績にありますとおり、平成29年度にイベント室や厨房設備等を持つ鉄骨平屋造、総面積182平米のイベント交流

施設の整備を実施しており、総事業費は5668万1000円となっております。

次に、資料は上に戻っていただいて、3番、本事業における重要業績評価指標ですが、各年度の収入額、来客者数、雇用創出数ごとの実績を載せております。主に食処さかもと、鮎やなによるものでございますが、令和元年度までは、目標値に達してない部分もございますが、各指標ともに順調に伸びていたところですが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症、また、7月豪雨の影響によりまして、実績なしとなっております。

そこで、資料の4、令和2年度の本事業の地方創生への効果といたしましては、新型コロナウイルス感染症による利用中止及び豪雨被害により、重点業績評価指標の項目の実績がなく、適切に評価を行うことが不可能であることから、評価不能としております。

最後に、10、5か年の効果検証総括ですが、施設の整備後、観光施設や市内企業及び各種団体へのPRを行った結果、来客が増え、売上額も増加いたしました。さらに、リピーターも増え、安定した結果を維持することができ、目的としている交流人口の拡大及び地域雇用の創出を達成しつつありました。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響及び7月豪雨災害被災により、施設の利用ができない状況となり、事業の方向性も見通せない状況となりました。

今後は、国・県による道路の復旧状況及び治水事業の計画を把握するとともに、坂本地区全体の復興状況や住民ニーズを確認しながら、施設の復旧についての検討を行っていく必要がございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（村川清則君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 南課長が説明したかな。交流のまちづくりを目指したヘルスツーリズムのところですね、中段ぐらいに、経費の内容・事業実績の中で⑤、日奈久地域にある個々の観光素材ブランディング、ここなんですけども、これに環境の整備というのをですね、よく考えていただければと思うんですよ。というのは、温泉のマークもないし、特に県立公園という形の中で、今の日奈久水産の前の街路灯から花壇から、そして栈橋からですね、あそこを見ますと本当にですね、素朴でですね、観光地じゃないんですよ。観光地行ったならば、やっぱり熱海に行けば海岸沿いはきれいだし、湯の児に行ってもやっぱりきれいだし。草はぼうぼうで、花壇は、その86歳の方がですね、ちょうどこの前も草を取られとってですね、暑かったけんで、やめなっせと俺は言うてきたんですけども。花壇もどこがすっとだろか、もともとは日奈久出張所、コミュニティセンターで苗をもらってから植えよったけども、もう年とったけんでから植えきらん、草も取りきらんということですね、どこが管理しているの分かりませんが、そこ辺りの管理と、同時に温泉に、ばんぺい湯に行くところの柳屋旅館さんからですね、街灯は、温泉の街灯はありますが、温泉の街灯はぼとぼと。ぼとぼとというか、沈んでいくようなぼとぼとの灯りで、そういう街路灯とか、そしてまた、温泉街でのですね、休憩するとこのベンチもありません。（聴取不能）ですね。それと同時に歩道の整備の中でも、やはりきれいなですね、白線、歩道、車道ですね、そういうのを整備しながらですね。この前、南理事のほうにからくり時計の整備していただいて、大変喜んでおられます。あの音色、本当に日奈久がちょーっと明るう見えたなあということですね。あそこのケントの喫茶店のマスター、ママさん、物すごい喜こんだらしたですよ、声が聞こえて。からくりのあの周

辺というのはですね。そういうことを考えれば、この⑤のところのですね、観光の素材も大事だと思いますし、環境の整備も大事だと思うんですね。本当の温泉地なんだということで、途中途中に大型看板等を立ててですね、魅力のある日奈久温泉の再興をですね。開湯400年以上過ぎたところですから。行くところはありません、八代は。日奈久温泉、そしてまた坂本地区、東陽町、泉町、こういうところを拠点としたですね、やはり観光の素材というのは、改めて私は環境整備というものをしていればなど。本当の温泉地なんだというですね。これはもう南理事のところしかできません。あなたがもし卒業したときには、後輩たちがですよ、一生懸命頑張ってくれると思うんですけども、あなたの手でやるんだということでひとつ頑張っていたきたいと思います。

これ要望です。

○委員長（村川清則君） 要望として。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（村川清則君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で地方創生推進交付金事業に係る効果検証についてを終了します。

執行部は御退室ください。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（執行部 退席）

○委員長（村川清則君） そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会

中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（村川清則君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって経済企業委員会を散会いたします。

（午後0時14分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年6月17日

経済企業委員会

委員長